

ヤングケアラーについて

～ヤングケアラー支援の取組について～

(参考:厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズに関するガイドライン」
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」)



子ども家庭局子育て支援課

ヤングケアラーとは

- 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども（平成30年度厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」）
- 一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども（令和4年度厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」）
※ 法令による定義はありません。

(参考) ヤングケアラーに関連する事件報道

【滋賀県】

令和3年8月4日、滋賀県警は、17歳の少年が自宅で小学1年の妹に暴行して死なせたとして、傷害致死容疑で逮捕した。

少年は、母親と妹の3人暮らしで、4月に同居を始めたばかりだった。母親の養育不安や経済的理由で、少年は小学生の時から、妹は生まれた翌年施設に預けられていた。不在がちな母親の代わりに兄が妹の世話をする「ヤングケアラー」だった可能性が出ている。

滋賀県児童虐待事例検証部会が令和4年6月15日に提出した、報告書によると、少年が一時的に、大人の代わりに家族の介護や家事を担う「ヤングケアラー」の状態になっていたとし、管轄の児童相談所について「母不在のリスクを過小評価した」と指摘。

(令和4年6月15日朝日新聞)

背景～家族状況の変化～

※厚生労働白書、全国ひとり親世帯等調査、国勢調査等

◆一般世帯の一世帯あたり人員

平成12年 2.67人 > 令和元年 2.21人

◆共働き世帯数

昭和55年614万世帯 > 令和2年1,240万世帯

◆ひとり親家庭の数（母子世帯）

昭和53年63.4万世帯 > 平成28年123.2万世帯

◆高齢者（65歳以上）数

昭和55年1,065万人 > 令和3年3,640万人

◆精神疾患を持つ人の数

平成11年204.1万人 > 平成29年389.1万人

（参考）

◆平均寿命 平成31年 男性81.41歳 女性87.45歳

◆健康寿命 平成28年 男性72.14歳 女性74.79歳

【ヤングケアラーの例】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典：一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

なぜ、子どもがケアを担うのか

- 家族の病気等によりでケアニーズが増加
- 親の離婚や、それに伴う就労時間の増加などにより親の養育・扶養機能が不十分になる 等

> >> 必要となるサポートを親族や公的なサービスから受けることができない、またはそのサポートが十分でない場合に、子どもが家族のケアニーズを支える側にまわり、バランスをとるという状況が発生

★一度この状態になると、バランスを保ち続けるために、子どもがケアを担い続けざるを得ない家族のシステムになってしまう。

なぜ支援が必要？

- 「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有する」（児童福祉法）
- 子どもの権利条約では、4つの権利をうたっています。

1. 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4. 参加する権利



自由に意見を表明したり集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

なぜ支援が必要？

ヤングケアラーの子ども達は、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、

- 学校に行けない・友達と遊ぶ時間がない
- 自身がしたいクラブ活動ができない
- 宿題などの勉強に割く時間につくれない



勉強がうまくいかない、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことがある。

ヤングケアラー支援のさきがけ

イギリス

- 最も早くから取組が実施されており、1980年代末から、実態調査や支援を実施。
- 2014年「子どもと家族に関する法律」により、ヤングケアラーが要支援児童として位置付けられ、アセスメント等の実施が義務付けられている。

新聞記事より

- 毎日新聞等が全国のケアマネジャーを対象にアンケートを実施。

ほぼ6人に1人にあたる16.5%が、大人並みに介護を担う子どもがいる家庭を担当したことがあると回答

(令和2年8月11日 毎日新聞)

厚生労働省のこれまでの動き

●令和元年7月

要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーの概念について認識し、高齢者福祉、障害者福祉部局等と連携して支援するよう通知

●令和2年6月

「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」を周知し、アセスメントシートを活用するよう通知

●令和2年12月

中学校・高等学校、中学2年生、高校2年生（全日制、定時制、通信制）、要保護児童対策地域協議会に対し、「ヤングケアラーの実態に関する調査」を実施。

厚生労働省のこれまでの動き

●令和4年1月

小学校、小学6年生、大学3年生、一般国民（認知度）に対し、「ヤングケアラーの実態に関する調査」を実施。

●令和4年4月

「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」報告書の公表

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の送付、関係機関への周知依頼

令和4年～6年の3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組機関」とし、啓発を実施

要保護児童対策地域協議会

支援が必要な児童及び家庭の早期発見と適切な保護のため、関係する機関が連携・協力して取り組むことを目的に、平成16年の児童福祉法改正で法的に位置づけられた。

名 称	単 位	開催回数
代表者会議	市	年2回
実務者会議	区	年3回
個別ケース検討 会議	個別 ケース	随時

<構成機関>

市関係部局/区役所（子ども・家庭相談コーナー、地域保健、保護課）/児童相談所/保育所/教育機関（学校、幼稚園）/放課後児童クラブ/医療機関/精神保健福祉士/民生委員・児童委員/人権擁護委員/児童養護施設/検察/警察/弁護士 など

ヤングケアラーの実態に関する調査

(厚生労働省 令和2年度実施)

「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、厚生労働省が文部科学省と連携し、

- 1 教育現場である学校
- 2 全国の中学2年生、高校2年生（全日制、定時制、通信制）
- 3 要対協

に対して実態調査を実施

要対協でのヤングケアラーの概念の認知度は、「認識していない」が72.1%であった平成30年度の調査から、大きく変化し、93.3%が「認識している」と回答。

アンケート調査結果の概要

【中高生に対するアンケート調査】

○ 世話をしている家族が「いる」

中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

○ 世話をしている対象

中学2年生：きょうだい61.8%、父母23.5%、祖父母14.7%

全日制高校2年生：きょうだい44.3%、父母29.6%、祖父母22.5%

○ 世話の頻度：「ほぼ毎日」が3～6割程度

○ 平日1日あたり世話に費やす時間

「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度

○ ヤングケアラーと自覚している子ども

約2%、わからないとした子どもが1～2割程度

○ ヤングケアラーの認知度：「聞いたことはない」：8割超

アンケート調査結果の概要～中高生の自由意見～

- 睡眠時間も削られてしまうこともあり、授業中眠くなったり、集中が切れることがよくあるので、気軽に先生方に勉強の仕方や分からないところを質問できるような環境が欲しい。
相談も勇気がないとなかなかできないので、相談しただけでも褒めてあげて欲しい。相談を聞いてくれるだけでも本人は楽になると思う。
- 大人がするべき事を子どもがせざるを得ない環境について、「凄いね！偉いね！」と賞賛すれば子どもは嫌だと言えなくなってしまうと思う。周りの大人たちが褒めるのではなく、心配し、解決策を提案すること、それを理解してあげる事が重要だと思う。
※ヤングケアラー自身が、ケアを負担していることを誇りに思っていることもあるため、否定は禁物。

アンケート調査結果の概要～中高生の自由意見～

- 小さい時から親が家事をすることができない家だった。

私やきょうだいが食事や掃除、その他の事は子どもがするのだと当たり前前に思っていた。嫌だと文句を言ったら怒られる環境にあった。このアンケートに答えたとき私もヤングケアラーにはいるのだと理解することができた。

大人が子どもに寄り添って欲しい。

学校では相談しにくい環境だと思う。

親に連絡されるのではないか、もし相談したことが知られて怒られたらどうしよう。と、不安で相談などできないため、一言でも、家で嫌な事はないか？辛いことはないか？と、聞いてほしい。

少しでも言いやすい環境になると思う。

アンケート調査結果の概要～中高生の自由意見～

- 自治体と学校が連携して、対象生徒の状態を把握できる体制を整える必要があると思う。中高生になると自分が頑張ればよい、我慢すればよいと思っているので、周りから支援できる環境にするべきだと思う。
- ヤングケアラーにとっては学校の課題に取り組みなかったり、進路に向けて講習への出席が必要なのにできなかったりといったことがあると思う。あからさまな特別扱いはできないかもしれないが、課題の量や内容を調節する、講習に出なくても同じ程度学習ができるような配慮(要望に合わせてプリントを配布、質問受付等)をするなどの対策が必要なのではないかと感じた。

アンケート調査結果の概要～中高生の自由意見～

- 障がいのあるきょうだいが生まれたことで母が私の習い事の送迎ができなくなり、私は習い事を辞めざるを得なかった。きょうだいが体調を崩し、母が仕事を休めなかったときは、私が風邪を引いたということにして学校を休み、看病をした。

また、きょうだいの保育園やデイサービスへ迎えに行ったことも何度もある。昨年の休校中はきょうだいを預かってくれるところがなく、母が仕事に行っていたため、平日は私とべつのきょうだいと交代でそのきょうだいを世話し、その間は学校からの課題や勉強ができなかった。

しかし、きょうだいと関わったことで医療職に就きたいと思うようになるなど、将来の道を決めることもできた。私にとってはきょうだいがいることは当たり前で、きょうだいがいることで諦めたことやできなかったことはあるが、それと同じくらい喜びや将来の選択肢をもらった。私のようなヤングケアラーへの支援を広げるために、障がいのある子を預かってくれるところを増やすことや、ヘルパーを利用できる制度を広げて欲しいと思う。

ヤングケアラーの実態に関する調査

(厚生労働省 令和3年度実施)

生ヤングケアラーの実態が、家庭内のデリケートな問題であること、さらには本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっており、支援の検討にあっては、その実態を把握することが重要であることから、令和2年度の中高生調査と比較可能な形で、

- 1 教育現場である小学校
- 2 全国の小学6年生
- 3 全国の大学3年生
- 4 一般国民（ヤングケアラーの認知度）

に対して実態調査を実施

アンケート調査結果の概要

【小学生、大学生に対するアンケート調査】

○ 世話をしている家族が「いる」

小学6年生が6.5%、大学3年生は6.2%（現在はいないが過去はいた4.0%）

○ 世話をしている対象

小学6年生：きょうだい71.0%、父母33.0%、祖父母15.8%

大学3年生：きょうだい26.5%、父母55.9%、祖父母50.0%

○ 世話の頻度：「ほぼ毎日」が5割程度

○ 平日1日あたり世話に費やす時間

「1時間～3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割弱

○ ヤングケアラーと自覚している大学生

約3%（現在はあてはまらないがかつてあてはまったと思う約5%）

○ ヤングケアラーの認知度：「聞いたことがあり内容も知っている」46.5%

「聞いたことはあるが、よく知らない」15.1%

国の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームのとりまとめ報告(令和3年5月)

今後取り組むべき施策

- 1 早期発見・把握 ○関係機関への研修等の推進等
- 2 支援策の推進
 - 悩み相談支援
 - 関係機関連携支援（マニュアル作成）
 - 家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮する等
- 3 令和4年度から3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、啓発を実施

本市の取組み

- 令和2年10月、教育委員会、保健福祉局、子ども家庭局によるヤングケアラー関係課長会議を設置
- 教育関係者、ケアマネジャー、保育士等に「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」を配付
- 国が示したアセスメントシートの活用
- ヤングケアラーに関わりのある専門職等への研修会の開催
- 市ホームページ、市政だより、人権啓発情報紙「いのち あい ところ」を通じた啓発や相談窓口の周知
- 厚生労働省作成のヤングケアラー啓発チラシを学校、関係機関へ配布
- 令和4年5月「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」をウェルとばたに開設（チラシ参照）

北九州市ヤングケアラー相談支援窓口 について

- 相談できる方：ヤングケアラー本人、その家族、関係機関

※相談支援専門員の皆様からの相談も可能です。

- 対応内容：

社会福祉士等の資格をもったコーディネーターが、本人や家族からの悩みを聞いたり、利用できる公的サービス（障害福祉サービス、介護保険サービス等）について案内をすることで、精神的な負担や、ケアの負担軽減を目指す。

※本人や家族との信頼関係を損なわないよう、本人や家族の意思を確認したうえで窓口へご相談ください。

北九州市ヤングケアラー相談支援窓口



北九州市 ヤングケアラー相談支援窓口



「子どもの子どもらしい生活のために」

なんでも話してみて

【専用電話】 **093-482-6577**
 【専用FAX】 **093-482-6578**
 【専用メール】 **young_carer@kitafj.or.jp**

【住 所】 北九州市ウェルとばた2階 北九州市戸畑区汐井町1番6号
 【相談受付】 火曜日～土曜日(10:30～18:30)
 (日曜日、月曜日、祝日、年末年始はお休み。*月曜日が祝日の場合は、その翌日もお休みです。)
 相談無料(ただし、通話料は電話をかけた方の負担になります。)

お気軽にご連絡ください

子どもには「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があります。

●北九州市ホームページ
 「ヤングケアラーについて」はこちら
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko_ketel/11700347.html



●厚生労働省ホームページ
 ヤングケアラーについて詳しくはこちら
https://www.mhlw.go.jp/young_care/



多様な視点からのヤングケアラーの把握

●学校

学校は、「学校に行けていない」、「遅刻が多い」、「宿題ができていない」などのサインにより、ヤングケアラーの可能性に気づきやすい場所といえる。

●福祉サービス、医療機関等多様な機関

親が精神疾患を持っていて、医療機関や障害福祉のサービスを受けているケースや、祖父母の介護などで地域包括支援センターやケアマネジャーとかかわりがあるケースがある。

>>> 関係機関で、支援が必要な子どもを把握した

場合は、区役所子ども・家庭相談コーナー、

または北九州市ヤングケアラー相談支援窓口につなぎ、

連携して支援を行う。

多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援について (抜粋)

(厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

●学校関係

普段接している子どもたちの中にヤングケアラーがいる可能性があることを理解することが重要。

●保健・福祉・医療分野

支援を行う対象者の家族に、サポートが必要なヤングケアラーがいるかもしれないということを意識。

もし、発見した際は、子どもを気にかけて、何かあれば耳を傾ける、必要があれば、他の機関と連携することを検討。

●地域

もし、ヤングケアラーと思われる子どもを発見したら、本人に対して気にかけていることを伝え、いつでも相談にのると伝えるだけでも助けになる場合もある。

本人の成長等に伴い負担感の変化の可能性あり。日頃子どもと接する中で変化に気づいた際など、気になる点があれば、ぜひ行政機関にご相談を。

多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援について (抜粋)

(厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

【気づくきっかけの例】

●教育・保育

- ・遅刻や早退が多い。
- ・保健室で過ごしていることが多い。
- ・幼いきょうだいの送迎をしていることがある。

●保健・福祉・医療分野

- ・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある。
- ・家族の通院の付き添いをしている姿を見かけることがある。

●地域

- ・学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある。
- ・毎日のようにスーパーで買い物をしている、洗濯物を干している。

ヤングケアラー支援における留意点

- ヤングケアラーであることを子どもや保護者等が認識していないことを考慮した対応
- ケアを担っていることを否定しない
- ヤングケアラーであることを公にして欲しくないケースに対する配慮
- 子どもに対するメンタル面のサポートが必要
- 子ども自身を必要な支援につなぐことも必要
- 「家族調整」が必要

(参考)国の資料等

厚生労働省 ヤングケアラーホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>

令和2年度ヤングケアラー実態調査

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf

令和3年度ヤングケアラー実態調査

https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf

多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究
報告書

多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

ご静聴ありがとうございました。

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー 受付時間 8:30～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)
専門の相談員が、家庭の心配ごとや子どもの養育上の問題等のいろいろな相談に応じます。

門司区 093-332-0115 小倉北区 093-563-0115 小倉南区 093-951-0115
若松区 093-771-0115 八幡東区 093-661-0115 八幡西区 093-642-0115
戸畑区 093-881-0115



【参考:厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」】